【規程番号　行法Ⅱ－003】

工事請負契約等業者選定委員会規程

（目　的）

第１条　契約事務のより適正な執行を図り、予算の効率的な執行に資するために、工事請負契約等業者選定委員会を設置する。

（所管事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項で１件の契約金額が１千万円以上のものを審査する。

（1）指名競争入札及び随意契約の運営に関する事項

（2）工事の請負契約（工事用の原材料の買入れ契約を含む。以下同じ）若しくは測量、地質その他の調査、建築一式工事、管工事若しくは電気工事の設計若しくは監理、建設コンサルタント業務（土木建築工事に関する調査、企画、立案又は助言を行うことの請負又は受託の業務をいう。）

（指名競争入札）

第３条　工事請負の契約をする場合は、原則として指名競争入札により業者を選定することとする。

２　指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加させようとする者を原則として３人以上指名する。

（随意契約）

第４条　前条に規定する指名競争入札によりがたいときは、随意契約とすることができる。

２　随意契約は、次の各号に掲げる場合とする。

（1）緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

（2）競争入札に付することが不利と認められるとき。

（3）時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

（4）競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。

（組　織）

第５条　委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

（1）理事（事務統括責任者）

（2）総務企画部長

（3）財務企画部長

２　委員会に委員長を置く。

３　委員長は、理事（事務統括責任者）をもって充てる。

（会　議）

第６条　委員会は、委員長が召集する。

２　委員会は、過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（持ち回り審議）

第７条　議事事項について急施を要するため、委員長が委員会を招集する暇がないと認めるときは、持ち回りによる審議をすることができる。

（秘密の保持）

第８条　委員会の会議に参加した者は、議事の経過を外部に漏らしてはならない。

（議事の記録）

第９条　委員会の審議は、議事録に記録しておかなければならない。

（幹　事）

第 10 条　委員会に幹事を置く。

２　幹事は、施設管財課長をもって充てる。

３　幹事は、委員会が審議する契約案件等の資料を準備する。

（庶　務）

第 11 条　委員会の庶務は、施設管財課において行う。

附　則

この規程は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年 2 月 15 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（事務組織名称の変更）

附　則

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。